

岡山大教育

西村 綾子

目的 すでに見た岡山・鳥取・金沢・熊本・徳島・盛岡の各藩法及び幕村法における衣服規制を総括し、江戸時代における衣服規制変遷の概要と性格について考察した。

方法 岡山・鳥取・金沢・熊本・徳島・盛岡の各藩法集及び徳川幕令考前集第一～六、御触書實保集成、同室曆集成等を基礎資料とした。

結果 (1)衣服規制法令公布の起因は、徳川幕府が幕村の等差を図るために、社会秩序の維持確立を必要とし、その一方策として君臣上下の別は、着衣による差があることを武家諸法に明示したことに始る。(2)衣服規制公布頻度は、金沢・盛岡両藩及び幕村が2年に1度、その外は3～4年に1度であった。(3)衣服規制の集中公布期はいずれにも見られなかったが、集中公布の要因は、①酒産業の発達が生民の経済生活を向上させ、奢侈的傾向が目立ち、過飾禁止を必要とした、②多くの災害により社会的疲弊を生じ、財政困難となり、儉約を必要とした、③為政者の交替により行政改革が行われ、綱紀の肅正に衝撞して風俗取締りがされた、④国際情勢の変化から儀礼上、行動上、服装の変化を必要としたこと等があげられる。(4)規制態様は具体的規制、一般的指示に別れ、徹底し難い場合に各種の制限、制裁規定が設けられた。(5)規制対象は士・百姓・庶人で特定階級に集中する傾向は見られなかった。

以上のことから、衣服規制は人間本来の着衣の目的を頻々と抑制し、士・百姓・庶人の階級・階層差を衣服をもって標識類別させようとするものであったと言える。